

平成30年9月21日

## 政党交付金の返還

本日、平成29年分使途等報告書の要旨公表に伴い、平成29年までに交付した政党交付金のうち未使用分(平成29年末の支部政党交付金の残額)について、国民民主党<sup>(※)</sup>に対し、政党助成法第33条第2項の規定に基づき、返還手続を行うこととしました。

### 記

政党交付金の返還額：6,757,170円

(返還額の内訳)

民進党東京都第10区総支部	3,757,217円
民進党富山県総支部連合会	2,999,953円

(※) 国民民主党は、平成30年5月7日に民進党から党名を変更しました。

(連絡先) 自治行政局選挙部政党助成室  
担当：神林補佐、大塚主査  
電話：(代表) 03-5253-5111  
(内線) 23192、23195  
(直通) 03-5253-5582  
(FAX) 03-5253-5583  
(E-mail) senkyo.shikin@soumu.go.jp